

公的研究費の管理・監査に関する規程

(平成 21 年 2 月 19 日施行)

(目的)

第 1 条 本規程は、女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下、本学という）における公的研究費の運用・管理および監査に関する責任体制を明確にし、事務手続きおよび研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から本学に配分される競争的な公募型の研究資金をいう。

(責任体系の明確化)

第 3 条 公的研究費に係る責任体制は、下記の通りとする。またその公表は、当規程の本学ホームページ上への掲載をもって行う。

(1) 最高管理責任者：学長

ア 学園全体を統括し、公的研究費の運用・管理について最終責任を負う。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者および公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運用・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。

イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。

ウ 自ら、不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。

(2) 統括管理責任者：芸術学部長、短期大学部部長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運用・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学及び短期大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) 公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス推進責任者：研究所長

公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を有する。

公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

ア 不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対して、定期的に啓発活動を実施する。

エ 教職員等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 監事

ア 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。

イ 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

2 公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

(事務処理手続きの明確化・統一化)

第 4 条 本学は、公的研究費の使用・管理等の事務処理手続きおよび決裁手続きを厳密に定め、すべての教職員等に周知して、明確かつ統一的な運用を行うものとする。

2 事務処理手続きおよび研究費の使用については、各公的研究費に関する取扱要領の他、本学経理規程、固定資産および物品調達規程、給与規程、旅費規程によるものとする。

(事務処理手続きの相談窓口)

第 5 条 事務処理手続きに関する相談窓口は、事業推進グループとする。

(職務権限の明確化)

第 6 条 事務処理に関しては、教員は研究費使用の申請内容に関して、事務職員は申請に係る事実の確認に関してそれぞれ権限と責任を有する。

(職務分掌)

第 7 条 公的研究費に関する職務分掌は、経理規程、固定資産および物品調達規程による。

(関係者の意識向上)

第 8 条 公的研究費の運用・管理に関わる全ての教職員等に対し、不正防止のためのコンプライアンス教育を実施する。

2 不正防止のための教育実施にあたっては、受講者の理解度を把握する。

3 受講者は、公的研究費の運用・管理に関するルールの遵守等を明記した誓約書を最高管理責任者に提出することで、公的研究費の申請を行うことができる。

(行動規範)

第 9 条 行動規範は、別途定める。

(調査及び運用の透明化)

第 10 条 不正使用に関する調査は、総務企画部、財務部、教学事務部、教育研究事業部より各 1 名を選び、計 4 名からなる委員会を構成して行う。

2 この調査結果は、速やかに最高管理責任者に報告する。また、監事、公認会計士にも報告し、その指導を受けるものとする。

(懲戒に関する規程の整備)

第 11 条 不正使用を行った者は、教職員就業規則、任期付教職員就業規則及び非常勤教職員就業規則に基づき相当の処分を受けるものとする。

(不正防止推進室)

第 12 条 本学の公的研究費等を適正に管理・運営するため、最高管理責任者の下に不正防止計画を策定・推進する部署として、不正防止推進室を置く。

2 不正防止推進室は、学長が指名する次に掲げる者で組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 教職員 若干名

- (3) その他必要と認める者
- 3 不正防止推進室に室長を置き、前項第 1 号の者をもって充てる。
- 4 不正防止推進室は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 公的研究費等の管理・運営に係る実態の把握・検証
 - (2) 関係部署等と協力し、不正使用発生の恐れのある要因の洗い出し及びその除去を講ずる。
 - (3) 不正防止計画及び不正防止具体策の策定
 - (4) その他不正防止計画及び不正防止具体策の推進に必要な事項
- 5 不正防止推進室は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
(研究費の適正な運営・管理活動)
- 第 13 条** 予算の執行状況の検証は、随時財務グループ、事業推進グループが行う。
(業者との癒着防止)
- 第 14 条** 業者との癒着防止のため、不正取引があった場合取引停止処分とする旨業者に周知する。
(発注と検収)
- 第 15 条** 物品の発注に関しては、原則として事業推進グループが行うこととする。ただし、不正防止計画に定める一定金額以下の発注に関しては、教員本人が行うものとする。
- 2 物品の検収は、管財グループが行う。
(納品書、出勤簿の提出)
- 第 16 条** 物品については、納品書を管財グループへ提出する。また非常勤雇用者については、アルバイト出勤簿を人事グループに提出する。
(不正取引業者の処分)
- 第 17 条** 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の対応を行う。
(出張旅費)
- 第 18 条** 出張旅費は、各公的研究費の取扱要領の他、本学旅費規程に基づき支給する。
(研究費使用に関する相談窓口)
- 第 19 条** 公的研究費の使用に関する相談窓口は、事業推進グループとする。
(通報窓口)
- 第 20 条** 通報（告発）に関する窓口は、総務グループとする。
- 2 通報を受けた場合直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に対して当該通報を回報しなければならない。
(不正に係る措置)
- 第 21 条** 公的研究費の使用及び管理の不正が発覚又は疑いが生じた場合、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、内部監査部門は、遅滞・遺漏なく最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、30 日以内に告発等の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
(調査委員会)
- 第 22 条** 最高管理責任者は、前条第 2 項に定める調査を実施すると判断した場合、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。
- (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が指名するもの 2 名以上 6 名以内
- 3 調査委員会は告発者、被告発者と利害関係を有しない本学外の第三者を 1 名以上加えることとする。
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
(調査の方法等)
- 第 23 条** 調査委員会は本学構成員及び当該公的研究費の使用等に関係のある者に協力を求めることができる。
- 2 調査委員会は、通報者（匿名の通報者を除く。）、教員本人及びその他関係者に対する聞き取り調査を行うことができる。
- 3 調査委員会は、公的研究費の不適正な使用の疑いがある教員等に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、通報者（匿名の通報者を除く。）に、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告協議しなければならない。
- 6 調査委員会は、必要に応じて公的研究費の不適正な使用の疑いがある教員等に調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができる。
- 7 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- 8 調査委員会は、調査の過程であっても、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
(調査の結果)
- 第 24 条** 調査委員会は、調査終結時に報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。ただし公的研究費の不適正な使用の事実があると認定するためには全委員の過半数の賛成を必要とする。
- 2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定するものとする。
- 3 調査委員会は、告発等の受付から 210 日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が係るほかの競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了していない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 4 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
(措置)
- 第 25 条** 調査の報告において、公的研究費の不適正な使用の事実があると認定された場合、最高管理責任者は、当該公的研究費の提供者への当該事実の報告、当該事実の公表、公的研究費の返還及び懲戒等に必要な措置を講じなければならない。
(不正への取り組みについての公表)
- 第 26 条** 不正への取組に関する本学の方針と意思決定手続きの公表は、本学ホームページ上への掲載をもって行う。
(モニタリング)

第 27 条 公的研究費に関するモニタリングは、事業推進グループ、教育支援センター杉並グループ、教育支援センター相模原グループ、財務グループが行う。

(内部監査)

第 28 条 公的研究費に関する内部監査は、総務グループが随時行う。

2 公的研究費に関する内部監査は、最高管理責任者の責任の下、実施する。

(規程の改廃)

第 29 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成 21 年 2 月 19 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 6 月 24 日から施行する。